

町田市パートナーシップ宣誓制度に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和5年町田市条例第〇〇号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、町田市パートナーシップ宣誓制度について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（宣誓しようとする者の要件）

第3条 宣誓しようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） パートナーシップにあること。
- （2） 宣誓しようとする者の双方がともに成年に達していること。
- （3） 次のいずれかに該当すること。

ア 宣誓しようとする者の双方又はいずれか一方が市内において住所を有していること

イ 宣誓しようとする者の双方又はいずれか一方が届出の日から三か月以内に市内への転入を予定していること

- （4） 宣誓しようとする者の双方がともに婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。
- （5） 宣誓しようとする者の双方が当該宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- （6） 宣誓しようとする者のパートナーシップ関係の相手方が民法（明治29年法律第89号）第734条第1項本文に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族又は同法第735条に規定する直系姻族でないこと。
- （7） 第11条の規定による取消しを受けたことがないこと。

（宣誓方法）

第4条 宣誓しようとする者は、宣誓する日程等について事前に市と調整のうえ、パ

ートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に必要事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、双方が出頭して市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し（本市への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類）

(2) 戸籍抄本（日本国籍を有しない者は、現に婚姻していないことを証する書類とその翻訳書面）

2 前項各号に掲げる書類は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が外国籍を有する等の理由によりこれを提出できない特別の事情があると市長が認めるときは、市長が認める書類をもってこれに代えることができる。

3 当事者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、両者立会いのもと他の者に代書させることができる。

（本人確認）

第5条 市長は、前条の規定により宣誓書を提出したものが本人であることを確認するため次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) マイナンバーカード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（通称名の使用）

第6条 宣誓しようとする者は、パートナーシップ宣誓において、戸籍上の氏名と併せて通称名（戸籍上の氏名以外の呼称で戸籍上の氏名に代わるものとして社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 宣誓しようとする者は、前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、パートナーシップ宣誓の際に、当該通称名を社会生活上日常的に使用していることが確

認できる書類を提示するものとする。

(宣誓証明書の交付)

第7条 市長は、パートナーシップ宣誓があったときは、第3条に掲げる要件並びに第4条、第5条及び第6条に規定する書類を確認の上、宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓証明書（様式第2号。以下「宣誓証明書」という。）を交付するものとする。ただし、第3条第3号イに該当する者に対しては、宣誓日から六か月を有効期限とした宣誓証明書を交付するものとする。

2 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍上の氏名を宣誓証明書に併記するものとする。

(変更の届出)

第8条 前条の規定により宣誓証明書の交付を受けた者（以下「受領者」という。）が、次の2号のいずれかに該当するときは、ときは、パートナーシップ宣誓書記載事項変更届（様式3号。以下「変更届」という。）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 戸籍上の氏名又は通称名に変更があったとき。

(2) 第3条第3号イに該当する者が、宣誓日から三か月以内に市に転入したとき。

2 第5条の規定は、前項の規定による変更の届出について準用する。

3 市長は、第1項第1号による届出があったときは、変更後の戸籍上の氏名又は通称名を記載した宣誓証明書を受領者に交付するものとする。

4 第1項第2号による変更届は、宣誓証明書の有効期限内に提出しなければならない。

5 市長は、前項で規定する有効期限内に第1項第2号による変更届の提出があったときは、有効期限のない宣誓証明書を受領者に交付するものとする。

(宣誓証明書の再交付)

第9条 宣誓証明書の再交付を希望する者は、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 第5条の規定は、前項の規定による変更の届出について準用する。

3 市長は、第1項の規定による再交付申請書の提出があった場合は、宣誓証明書を再交付することができる。

(宣誓証明書の返還)

第10条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届（様式第5号）に必要事項を自ら記入のうえ、宣誓証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) パートナーシップにある者のうち、いずれか一方が死亡したとき。

(3) 第3条の要件を満たさなくなったとき。

(4) その他、パートナーシップ宣誓をした時点において宣誓の要件に該当していないことが判明したとき。

(5) 次条に規定する取消事由に該当するとき。

(宣誓証明書の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓証明書等に係る証明を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、宣誓証明書等の交付又は再交付を受けたとき。

(2) 宣誓証明書等を不正に使用したことが明らかになったとき。

2 前項の規定により証明を取消された者は、直ちに当該宣誓証明書等を市長に返還しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により証明を取消したときは、特定の個人の識別が可能な情報を除き、その旨を公表することができる。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(様式)

- 1 パートナーシップ宣誓書
- 2 パートナーシップ宣誓証明書
- 3-1 パートナーシップ宣誓証明書（カード）
- 3-2 パートナーシップ宣誓証明書（カード）（有効期限付き）
- 4 パートナーシップ宣誓書記載事項変更届
- 5 パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書
- 6 パートナーシップ宣誓証明書返還届

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。